

傷病手当金 国保の加入者にも

業務外の病気などで働くことができなくなった場合に受け取ることが出来る傷病手当金について、厚生労働省は、短時間労働者らが入る国民健康保険にも適用する特別措置をとった。会社員らが入る健康保険に適用される制度だが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために休みやすい仕組みづくりが急務だと判断した。

新型コロナウイルス感染や疑い

傷病手当金は、業務外の病気やけがによつて無給で4日以上休んでも、賃金の3分の2の給付を受けられる制度で、最長1年6カ月利用できる。ただ、対象者は健康保険加入者に限られ、国民健康保険加入者は原則対象ではない。厚生労働省は3月、国民健康保険の加入者にも傷病

手当金を適用するよう、保険を運営する各自治体などに通知を出した。対象は新型コロナウイルスに感染したり、発熱などの症状があつて感染が疑われたりする場合で、傷病手当金にかかる費用は国が全額負担す

る。ただ、国民健康保険の病手当金の方が多ければ差額を受け取れる。本来、傷病手当金の給付を受けられるには、医師から就業ができないとの証明を受ける必要がある。ただ、新型コロナウイルスでは、特例的に会社側の証明があれば給付を受けられるようにしている。ただし、適用には条例の改正が必要で、適用済みの市区町村はまだ限られる。適用されているかどうか、各市区町村や国民健康保険組合に問い合わせる必要がある。社会保険労務士の今任智恵子さんは「国民健康保険加入者は自分の身は自分で守らねばならず、無理をしがちだったが、傷病手当金が適用されれば休みやすくなる」と話す。

自営業者は対象外 条例改正の自治体から

感染の国保加入者に 市が傷病手当金支給

札幌市は7日、国民健康保険（国保）加入者が新型コロナウイルスに感染するなどした場合に傷病手当金を支給すると発表した。

国保加入者のうち雇用されているパート従業員らが対象。感染または感染疑いで仕事を4日以上休んだ場

合、給与補填として、収入の3分の2相当額を支給する。適用期間は今年1月1日から9月30日まで。

市公式ホームページから申請書をダウンロードするなどし、各区役所の担当係に郵送で申請する。問い合わせは市コールセンター☎011・222・4894へ。